



～ 進路ガイド⑦ ～



就職を援護する制度について

◆ 援護を受けられる障害者の範囲 ◆

身体障害者	身体障害者手帳がある者
知的障害者	①療育手帳がある者 ②障害者職業センター等、知的障害者判定機関で知的障害者と判定された者
精神障害者	①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（法定雇用率の算定対象） ②統合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者 ③医師の診断書等で精神障害者であると判断された者
その他	①発達障害者 ②身体障害者障害程度等級7級の者、難病、低身長等の疾患 ③精神障害には至らない精神疾患若しくは高次脳機能障害

- ★雇用政策上の障害者の範囲に入っていない場合は、一般の高等学校と同じ条件で就職活動をしなればなりません。また、秋田障害者職業センターなどの障害者雇用に関する専門機関が、企業と本人の間に入ることが困難になります。
- ★各種手帳が無い場合には、障害福祉サービスを利用することができないので、就職を目指すためのサービス（就労移行支援事業、就労継続支援B型等）や居住に関するサービス（グループホーム、ホームヘルプ等）などを受けられません。

◆ 雇用率制度 ◆

- ☆「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、常用雇用労働者数が一定以上の企業では、障害者を常用労働者として雇用しなければなりません。

＜法定雇用率＞

民間企業	一般の民間企業 1. 8 % (常用労働者数が56人以上規模の企業)
	一定の特殊法人 2. 1 % (常用労働者数が48人以上規模の法人)
国・地方公共団体	国・地方公共団体 2. 1 % (職員数が48人以上の機関)
	都道府県教育委員会等 2. 0 % (職員数が50人以上の機関)

※常用労働者数が56人以上の民間企業では、1人以上障害者を雇用しなければなりません。

＜雇用障害者数のカウント＞

	週30時間以上の 常用労働者	週20時間以上30時間 未満の短時間労働者
身体障害者	○	△※平成22年7月より
重度	◎	○
知的障害者	○	△※平成22年7月より
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○＝1人を1人としてカウント
◎＝1人を2人としてカウント
△＝1人を0.5人としてカウント

- ※重度身体障害者とは～
・「身体障害者障害程度等級表」の1級又は2級の障害を有する者及び3級の障害を2つ以上重複して有する者
- ※重度知的障害者とは～
・知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者

◆ 障害のある方への援助制度 ◆

公 共 職 業 訓 練 【ハローワーク】	◎公共職業安定所（ハローワーク）長の指示・推薦により、障害のある方に対して必要な技能を習得させることにより就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的に、3ヶ月から最大3年間の職業訓練を実施します。
職 場 適 応 訓 練 【ハローワーク】	◎障害のある方が職場環境に適応することを容易にするため、実際の職場で6ヶ月以内（重度障害者は1年以内）の実地訓練を行い、訓練終了後は当該事業所に引き続き雇用してもらえるように県知事が事業主に委託して行います。 ・訓練手当 失業等給付（訓練生） ・委託費 月24,000円（事業主）
短期職場適応訓練 【ハローワーク】	◎障害のある方に実際に従事する仕事を体験させることにより就業の自身を与え、又事業主には障害者の技能程度や職場への適応性の有無を把握させることを目的として、2週間以内（重度障害者には4週間以内）の短期の職場実習を、県知事が事業主に委託して行います。
障害者の態様に応じた 多様な委託訓練 【ハローワーク】	◎ハローワークに求職申し込みしている障害のある方の就職促進のため、企業や民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施します。 ◎座学を中心とした「知識・技能習得訓練コース」と企業等の現場を活用した「実践能力習得訓練コース」の2つの訓練コースがあります。
ジョブコーチ支援 【秋田障害者職業センター】	◎障害のある方が職場で有している能力を発揮できるように、また障害のある方を雇用している事業主が障害のある方の個々の特性を理解し、指導法を会得できるようにジョブコーチが職場で雇用管理ノウハウを伝授するための個別支援を実施します。
職 業 準 備 支 援 【秋田障害者職業センター】	◎主として休職中の障害のある方を対象として、就職や職業生活を可能としていくために、職場のルール、作業遂行、労働習慣等の体得のため、職業準備支援室（秋田障害者職業センター内）での作業支援、職業に関する知識を習得するための職業準備講習カリキュラムを提供しています。

◆ 事業主への援助制度（主なもの） ◆

障害者トライアル 雇 用 事 業	◎障害のある方を試行（トライアル）雇用する制度です。期間は最大3ヶ月で、事業主には1ヶ月40,000円が支給されます。
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金	◎身体障害者、知的障害者又は精神障害者等の就職が特に困難な者を新たにハローワーク等の紹介により雇用した事業主に対して、その賃金の一部を雇い入れた日から一定期間助成します。

◆ 相談・支援機関 ◆

機 関	所在地	電話番号	機関の概要
ハローワーク大曲	大仙市	0187-63-0335	◎障害者専門の職員が就職先の紹介など、就職に向けた相談、支援を行います。
ハローワーク角館出張所	仙北市	0187-54-2434	
秋 田 県 南 障 害 者 就業・生活支援センター	大仙市	0187-88-8713	◎センターに登録することにより、職場訪問や家庭訪問など、就業や生活の相談、支援を行います。
秋田障害者職業センター	秋田市	018-864-3608	◎職業生活全般の相談、支援を行います。



不明な点やご質問がありましたらご遠慮なく本校進路指導部、学級担任までご相談ください。